

特集!!

鳥獣被害が拡大！その対策は？



センサーカメラが捉えたイノシシの姿

今年には浅雪により、農作物などへの鳥獣被害が拡大しています。生活圏と山林が隣接している周囲で、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンシカなどの被害が拡大しています。

なぜ、鳥獣は人間の生活圏へ姿を現すのでしょうか。他の地域からやってきて、急激に数が増えたのでしょうか。また、度重なる災害等で生態が変わってきたのでしょうか。その原因について特集します。

昭和の中頃までは、狩猟や林業も盛んで、山に入る機会も多く、手入れも行っていました。しかし、現在では、人が山へ入らなくなったため、鳥獣の生活域の拡大と頭数の増加から、鳥獣が餌や縄張りを求めて集落内にも出没するようになりました。

鳥獣は、人が作った作物などを一度食べてしまうと、山にある餌よりも人が作ったものを求めて私たちの生活域に頻繁に出没する傾向があります。しかも鳥獣には学習能力があり、おいしい物が食べられる場所には何度も姿を現すのです。

その反面、警戒心が強く、何度も追い払われたり、猟銃で仲間が捕獲されたり、電気柵で感電したりすると、「怖い場所」、「入ってはいけない場所」として認識し、その場所にはしばらくの間は姿を現さなくなることもあります。

町では、これまでも様々な対策を行ってきましたが、近年は今まで出没のなかった「イノシシ」や「シカ」が増え、これまでの対策では防ぐことがなかなか難しくなつてきています。

今後、これらの鳥獣被害を減らしていくためには、町民の皆様と行政とが協力し、知恵を出しあつて有効的な対策を行うことが重要となつてきます。

◀鼻先で地面を掘るイノシシ



◀獣による掘り起こし跡



◀畑に残る獣の足跡



◀クマにより樹皮がはがされた木



有害鳥獣による被害

平成29年、30年度の鳥獣による町の農作物・水産物の被害額は、各年ともに300万円を超え、令和元年度は、約460万円（速報値）と、被害が大幅に増えています。

報告によると、サルによる被害は多岐に渡っており、カボチャ、トウモロコシ、サツマイモをはじめ、近年は水稲への被害が確認されております。今年は特にイノシシによる被害が多く、作物の掘り起こしや踏み倒しなどの被害が出ています。

また、クマによる樹木の傷跡や、人里付近の目撃情報も多数寄せられており、地域住民へ危害が及ばないか心配されます。

なお、近隣の南会津町、下郷町などにおいても、今年はいくつかの鳥獣被害が発生しています。これまで只見町は、南会津町や下郷町に比べ鳥獣被害が少なかったのですが、浅雪によりイノシシ、シカが増え、南会津地域全体の被害が拡大しており、対策に苦慮している現状にあります。

有害鳥獣捕獲件数

	平成30年	令和元年
クマ	2	15
サル	10	30
ニホンジカ	—	21
イノシシ	—	11
カワウ	20	28

※県事業のニホンジカ、イノシシの捕獲数及び狩猟期間中の捕獲数を含む。県事業での捕獲数は聞き取りのため、確認済みの数値のみ掲載。

只見町農作物鳥獣被害防止対策事業費補助金を充実しました

(現 行)

補助対象事業	【個人】 補助率・上限	【地域】 補助率・上限
防護施設の設置 (電気柵・防護ネット等の設置事業)	設置、材料購入経費の 1/2以内 (上限10万円)	設置、材料購入経費の 2/3以内 (上限10万円×農地数)



(改正後)

補助対象事業	【個人】 補助率・上限	【区・生産組合】 被害防除対策費用全額 (上限70万円) 【捕獲隊】 被害防除対策費用全額 (上限70万円) ※罫などの鳥獣捕獲に係るものに 限る
電気柵	設置、材料購入費の 2/3以内 (上限10万円)	
防護ネット	設置、材料購入費の 1/2以内 (上限5万円)	
緩衝帯整備 ※10a当り2万円以内	刈り払い等に係る経費 の1/2以内 (上限5万円)	
爆音機他、鳥獣対策に 有効と認められるもの ※機器の場合、購入額 又は合計が3万円以上	刈り払い等に係る経費 の1/2以内 (上限5万円)	

注:対象は、農作物を生産する町民及び区、捕獲隊、生産組合等

鳥獣対策 の基本

被害対策を行う場合、これまでの事例から、捕獲だけでは限界があり、被害は無くなりません。被害が発生している要因を知り、生息環境管理、被害防止対策、個体数管理の3本柱の対策が必要です。このことから、次の5つのポイントをバランスよく実施することが重要です。

ポイント
1

近づけさせない!

田畑近くのヤブは、鳥獣の格好の隠れ場所となり、そのままにしておくと人慣れが進みます。地域ぐるみで草刈りなどによる隠れ場所の解消や追い払いを行い、鳥獣を近づけさせない環境を作っていきましょう。

ポイント
2

「エサ場」をなくす!

耕作放棄地のヤブや、誘引物となる野菜くず・放任果樹などを除去して、鳥獣が近寄りやすい環境を減らしていきましょう。

チェックしてみよう!

- 耕作放棄地に雑草が繁茂したり、ヤブになったりしている。
イノシシ等の隠れ場所や田畑への進入路となってしまいます。
- 収穫しないまま果実(クリ、カキ、ビワなど)を放置している。
サルやクマ等のエサ場になってしまいます。
- 収穫後の田んぼに落穂や2番穂を残している。
シカ等のエサ場になってしまいます。
- 野菜くずや生ゴミなどを田んぼや畑に捨てる。
サルやイノシシ等のエサ場になってしまいます。

ポイント
3

囲って守る!

田畑を守るのに欠かせないのが柵です。柵には、ネット柵、電気柵、金属フェンスなどいくつかの種類があります。

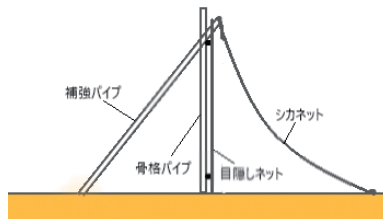
【ネット柵】

メリット

○設置が容易

注意点

- ×強度が弱いため、設置後の管理が必要
- ×網の種類によっては、噛み切られることがある。



【電気柵】

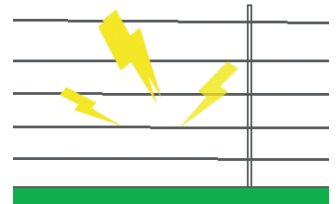
メリット

○設置が容易

○高い防除効果。

注意点

- ×漏電防止のため、雑草管理や電圧チェックが必要
- ×獣種ごとに、電線の高さや間隔を考慮しなければならない。



ポイント
4

集落ぐるみの体制づくり

集落単位などの一定の広がりを持って面的に取り組むことが大切です。集落内やほ場の周辺を実際に回って獣の侵入箇所や誘引物となっているポイントを確認し、まとめて対策を考えていく手法が有効です。

ポイント
5

捕獲する!

被害が減らない場合には、捕獲を行います。効果的な捕獲とは、被害を引き起こしている個体を減らすことです。ただし、捕獲には免許が必要です。

鳥獣被害防止のため、町の捕獲活動に協力していただける方の免許取得・更新には補助制度があります。

□狩猟免許等取得支援補助金

- ・狩猟免許、鉄砲所持許可の取得等に係る講習会受講料や申請手数料等の補助
- ・銃器、銃保管庫等の購入費補助

※只見町有害狩猟鳥獣等捕獲隊及び只見町鳥獣被害対策実施隊への入隊が条件となります。
(新規取得5年、更新3年)

補助の上限金額や条件があります。詳しくは農林建設課農林係までお問い合わせください。

農林建設課農林係：82-5230